各委員などを紹介します

令和６年みどり市議会第２回定例会で、市議会の同意を得て選任（任命）された各委員などは、次のとおりです。

問い合わせ先　総務課☎(76)0961

市HP

教育委員会教育長

任期：令和６年６月27日～令和９年６月26日

保志 守さん

６月20日、笠懸庁舎で２期目となる保志守教育長の辞令交付式が行われました。

引き続き、市の教育行政の発展のためにご尽力いただきます。

固定資産評価審査委員会委員

任期：令和６年６月21日～令和９年６月20日

大下 智さん

木戸 かおりさん

髙草木 輝雄さん

公平委員会委員

任期：令和６年６月20日～令和10年６月19日

鎮西 宏子さん

教育委員会委員

任期：令和６年７月３日～令和10年７月２日

石戸 悦史さん

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

問い合わせ先　選挙管理委員会☎(76)0961

市HP

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

次のうち、①から⑤までの違反をして処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。

①政治家の寄付の禁止
②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止
③政治家の関係会社などからの寄付の禁止
④後援団体の寄付の禁止
⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止
⑥年賀状などのあいさつ状の禁止（答礼のための自筆によるものを除く）

※公民権停止…選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止されること。

↑総務省ホームページより抜粋

※政治家本人が結婚披露宴や葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

総務省ホームページ
なるほど！選挙「寄附の禁止」　→→→